

津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町条例第11号

津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例

津幡町放課後児童センター条例（平成12年津幡町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

津幡第3放課後児童センター	津幡町字清水リ1番地1	」を に
津幡第3放課後児童センター	津幡町字清水リ1番地1	
津幡第4放課後児童センター	津幡町字津幡ハ96番地1	

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。